

第 28 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年3月23日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート5階 『アリエス』

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)
4名選任の件 |
| 第2号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第3号議案 | 利益準備金の額の減少の件 |
| 第4号議案 | 剰余金の処分の件 |

<株主提案(第5号議案から第6号議案まで)>

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第5号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)
の報酬の減額の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員でない取締役1名選任の件 |

株式会社トライアイズ

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、本招集ご通知とあわせてお送りする委任状、議決権行使書のご返送又はインターネットによる議決権の行使をご選択いただき、**株主総会当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます**。また、株主総会におけるお土産の配布は取りやめております。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

委任状、議決権行使書又はインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年3月22日（水曜日）午後5時まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/4840/>



目 次

第28回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
インターネットによる議決権行使のご案内	7
(株主総会資料)	
事業報告	8
連結計算書類	26
計算書類	29
監査報告	32
議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類	38

証券コード：4840

2023年3月8日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号
株式会社トライアイズ
代表取締役社長 池田 有希子

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、会社法第325条の3に定める情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにてアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.triis.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主様情報・株主優待」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4840/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「トライアイズ」又は「コード」に当社証券コード「4840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会へのご来場を見合わせ、委任状、議決権行使書又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、後記38頁から49頁の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討いただきまして、本招集通知に同封の「委任状による議決権行使のお願い」をご参照のうえ、返信用封筒にて、2023年3月22日(水曜日)午後5時までに到着するようご返信くださいますようお願い申し上げます。

委任状以外の方法によって議決権を行使される場合は、後記5頁の「その他の方法による議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンコート5階 『アリエス』
3. 目的事項
- 報告事項
 1. 第28期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第4号議案まで)>

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)4名選任の件
- 第2号議案 資本金の額の減少の件
- 第3号議案 利益準備金の額の減少の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件

<株主提案(第5号議案から第6号議案まで)>

- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬の減額の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

第5号議案から第6号議案までは一部の株主様からのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。 なお、反対理由等、各議案の要領は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 招集にあたっての決定事項

(1)議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対して議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

(2)代理人により議決権行使をされる場合は、代理人ご本人の議決権行使書用紙とともに、①代理権を証する書面(委任状)および、②株主様の議決権行使書用紙、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる書面のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

(3)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(4)インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第18条の規定に基づき、上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知は、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【お知らせ】

第28回定時株主総会の決議内容につきましては、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<https://www.triis.co.jp/>）に掲載いたしますのでご参照願います。

議決権行使のご案内

本定時株主総会における議案の詳細と取締役会の考え方につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」(38頁から49頁)をご参照いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、**本定時株主総会においては、株主様1名より、株主提案が行われており(第5号議案から第6号議案まで)、当社取締役会は、これに反対しております。**詳細は後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」(38頁から49頁)をご参照ください。

■議決権行使にあたってのご注意

当社定款は、「当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、4名以内とする。」と定めています。

他方、会社提案(第1号議案)では取締役4名の選任を、株主提案(第6号議案)では取締役1名の選任を提案しており、両議案の全ての取締役(候補者数合計5名)が選任されると、当社の定款に定める取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合には、原則として、議決権行使書を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が4名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に4名を上限として選任するものいたします。

なお、第1号議案と第6号議案の両議案について、賛成の議決権個数の上限を4名にするとの取扱いはいたしません。

■議決権の行使方法

・委任状による議決権行使のご案内

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

①本招集ご通知とあわせてお送りする「委任状による議決権行使のお願い」をご参照の上、委任状に必要事項をご記入いただき、②返信用封筒にて、2023年3月22日(水曜日)午後5時までに到着するようご返信ください。

・その他の方法による議決権行使のご案内



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2023年3月23日(木曜日)
午前10時開始



書面(郵送)で議決権を行使する方法

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月22日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

7頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月22日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

委任状による議決権行使のご案内

議決権行使書

株主番号

株式会社トライイズ

御中

私は、2023年3月23日開催の
第28回定時株主総会（臨時会又は
臨時株主総会）における各議案につ
き、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決
権を行使します。
2023年3月 日

各議案につき賛
否の表示をされ
ない場合は、会
社提案について
は「賛」、株主提
案については「否」
の表示のあったも
とを以てします。
株式会社
トライイズ

議決権行使回数

個

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案				

議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	○	○

お 願 い

1. 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご記入ください。
2. 2023年3月22日午後5時までに到着
するようにご返送ください。
3. 第1号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会賛否書」に左側の該当候補者の
番号をご記入ください。
4. 賛否のご表示は、黒色のボールペンには、はっきりと○印をご記入ください。
5. 議決権をインターネットで行使される場合は、下のQRコードをスマートフォンで読
み取るか、郵送記録のウェブサイトにク
セスし2023年3月22日午後5時まで
にご行儀ください。この場合、議決権行使
書を送る必要はありません。

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

印刷用紙
見本
印刷用紙

（ご注意）株主提案の各議案につきましては、当該取締役会はそのいずれにも反対しております。
第5号議案以下につき、当該取締役会意見に賛成の場合は「賛」に、
株主提案に賛成の場合は「賛」に○印でご記入ください。

株式会社トライイズ

委 任 状

株主番号

株式会社トライイズ

御中

私は、株主
を委任します。
2023年3月23日開催の株式会社トライイズ第28回定時株主
総会（臨時会又は臨時株主総会）に出席し、右の議案につき私の指示
（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、(i) 各議案
につき賛否の表示をしていない場合は、(ii) 各議案の承認に対し、株主提案の
提出された場合、および (iii) 議事進行その他株主総会の事務等に關
連する動議が提出された場合は、いずれも白紙委任いたします。
2. 後任代理人を委任すること。

議決権数

個

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	○	○	○	○
株主提案				

議案	第5号議案	第6号議案
株主提案	○	○

日付

2023年 3月 日

署名

ご押印

①こちらに議案の賛否をご記入ください。

会社提案

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 >> 「否」の欄に○印

株主提案

第5・6号議案

- 株主提案に賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 株主提案に反対の場合 >> 「否」の欄に○印

②委任状を書いた日付をご記入ください。

③こちらに株主様のお名前をお書きください。

④こちらにご捺印（認印可）をお願いします。

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

- 6 -

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

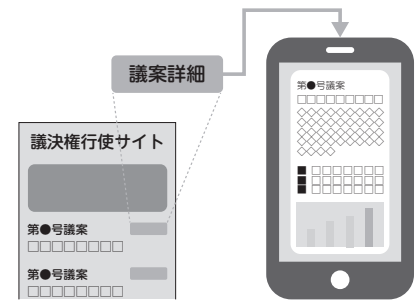
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

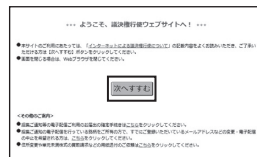
スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

(株主総会資料)

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスの感染再燃を繰り返しているものの落ち込んでいた経済活動の再開が進みつつありますが、ウクライナ情勢等を背景に世界的には金利上昇や物価高騰の影響が顕在化しつつ、国内消費も抑制され需要面が回復するまでには至っていない状況にあります。

そのような経済環境のなか、当連結会計年度は建設コンサルタント事業、ファッションブランド事業及び投資事業においては売上高が前期より減少したことを受け、売上高は721百万円（前期比28.1%減）と大幅な減少となりました。しかし、建設コンサルタント事業において採算性の低い大型案件が未発生であったこと及びファッションブランド事業において工場稼働率が改善したことにより、いずれの事業も原価率は前期を下回り収益性が改善する結果となりました。そして、固定費の圧縮にも努め、販売費及び一般管理費も357百万円（前期比15.6%減）と前期からさらなる削減を果たしました。しかし、売上高の減少に伴う利益の減少を賄うには至らず、当連結会計年度は104百万円の営業損失（前期は150百万円の営業損失）となりました。

営業外収益については、受取利息4百万円、保険解約返戻金3百万円及び補助金収入3百万円等を計上した結果、24百万円となりました。営業外費用は、主として借入金に係る利息113百万円を計上したことにより129百万円となりました。この結果、209百万円の経常損失（前期は222百万円の経常損失）となりました。

特別利益については、投資事業において投資物件を売却したことにより固定資産売却益896百万円を計上したほか、長期借入金の返済に伴い金利スワップを解約して解約益を77百万円計上した結果、特別利益は975百万円となりました。特別損失については拠点集約に伴う固定資産除却損42百万円を計上した結果42百万円となりました。この結果、税金等調整前当期純利益は723百万円（前期は176百万円の税金等調整前当期純損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は468百万円（前年は224百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）と前期と異なり、最終的には黒字へ転じました。当連結会計年度におけるセグメント別の取り組みと業績につきましては、次のとおりです。

建設コンサルタント事業

建設コンサルタント事業においては、ダムの維持管理や長期保全などを目的としたダム長寿命化計画に伴う維持管理・更新業務を中心に受注しました。民間事業においても既設構造物の点検や安全性評価など防災・減災関連業務の受注が増えております。引き続き、防災・減災対策関連業務及びダム、河川、砂防分野の維持管理、設備更新業務等を中心とした継続性の高い業務の受注を目指してまいります。また、こ

れまでの受注実績や技術者の経験を活かした業務サポート、業務連携等により協力体制を強化することで、生産性の向上及び受注シェアの拡大を図ります。

当連結会計年度は、受注高が当初の予定通り推移し完成案件を予定どおり取込めたものの、大型案件は未発生であったため売上高は361百万円（前期比40.9%減）と前期と比較して減少する結果となりました。しかし、採算性の低い大型案件が未発生であったことから原価率は前期を下回る結果となったほか、固定費の削減により販売費及び一般管理費についても前期を下回る結果となりました。これらの結果、当連結会計年度は70百万円の営業利益（前期は41百万円の営業損失）と、前期と異なり黒字に転じました。

ファッションブランド事業

新型コロナウイルス感染症拡大防止による行動制限の緩和等により経済社会活動の正常化が多少進んだことで景気の持ち直しの動きがみられましたが、感染拡大防止に配慮した規模を縮小したセミナー開催が多く、また国内消費も抑制されていることから厳しい経営環境下にあり、売上高は224百万円（前期比10.0%減）と、前期を若干下回る結果となりました。しかし、軽井沢工場の稼働率の向上により原価率が前期より改善したほか、固定費の削減に努めた結果販売費及び一般管理費も前期より減少いたしました。この結果、23百万円の営業利益（前期は147百万円の営業損失）と、前期と異なり黒字に転じました。

投資事業

当連結会計年度においては、主力物件が前期から未稼働となった影響が継続したものの、急激な円安の影響により売上高は136百万円（前期比5.0%減）とほぼ前期並みの水準となりました。しかし、未稼働物件の固定費の負担が当初の想定を上回ることになったことが影響し、当連結会計年度は100百万円の営業損失（前期は6百万円の営業損失）と前期よりも大幅な損失を計上する結果となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資額は16百万円であります。設備投資額は各社の什器備品であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において新規の資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

項目	第25期 (2019年12月期)	第26期 (2020年12月期)	第27期 (2021年12月期)	第28期 (当連結会計年度) (2022年12月期)
売上高	千円 1,715,190	千円 1,004,281	千円 1,004,730	千円 721,890
親会社株主に帰属 する当期純利益又は親 会社株主に帰属する当 期純損失(△)	千円 125,124	千円 2,573	千円 △224,980	千円 468,556
1株当たり 当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△)	円 15.79	円 0.35	円 △30.35	円 60.14
総資産	千円 6,861,102	千円 6,501,917	千円 6,421,925	千円 6,218,667
純資産	千円 4,431,967	千円 4,230,127	千円 4,153,258	千円 5,328,396
1株当たり 純資産額	円 577.02	円 547.30	円 524.16	円 673.13

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	2,323万米ドル	100.00	投資事業
CLATHAS LLC	1,000米ドル	100.00	投資事業
KIP LLC	1,000米ドル	100.00	投資事業
拓莉司国際有限公司	35百万台湾ドル	100.00	ファッションブランド事業
(株) トライアイズ ビジネスサービス	50百万円	100.00	シェアードサービス事業
濱野皮革工芸(株)	100百万円	100.00	ファッションブランド事業
(株) クレアリア	100百万円	100.00	建設コンサルタント事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額 百万円	当社の総資産額 百万円
(株) ク レ ア リ ア	東京都千代田区紀尾井町4番1号	1,413	5,907

(4) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

① 当社グループの経営の基本方針

経営方針

1. 顧客本位の技術革新と想像力を重視する企業グループとなる。
2. 社会・環境に対し責任ある行動を取りながら、経済的な成功を収める企業グループとなる。
3. 従業員に安全で快適な労働環境・成長と学習の機会を提供できる企業グループとなる。
4. 全てのステークホルダー、株主・顧客・従業員・取引先・地域社会等と良好な関係を築く責任を全うする企業グループとなる。

② 目標とする経営指標及び財務上の課題

当社の健全性を取り戻すべく2023年度以降の事業の柱として、社会課題を解決するビジネスを模索し、その中から自然食品・フードロスに特化した事業再構築を実施します。

③ 中長期的な経営戦略

時代の変化に対応できる企業へと成長することを念頭に持ち、当社の健全性を取り戻し、事業の柱として、社会課題を解決するビジネスを推進して参ります。

④ 経営環境及び優先的に対処すべき事業上の課題

全ての意思決定のプロセスにESGの視点を取り入れます。特にGovernanceに関しては外部より内部管理体制構築のスペシャリストを招聘してすべてのステークホルダーに対して透明性のある強固な体制を築きます。

そのためには以下の課題に対処していく所存です。

1. 新規事業ポートフォリオの取得

自然食品、農業、フードロス等に特化した事業再構築を行いますが、日本のみならず、ハワイとも連携できる体制を築きます。

経験豊かでプロフェッショナルなコンサルティングを活用し、ESG投資を意識し、また自らもESG評価されるよう健全化を図りながら新たな事業に取り組みます。

2. 人材の確保

既存事業においては、業務提携により双方のノウハウを活かし事業拡大、人材確保に努めます。社会貢献する企業体質を目指し、開ける未来に向かう当社に興味を持つ人材確保に努めます。

3. 変化を楽しむ企業

人間は変化を嫌います。Innovation（革新）を意識して変化を楽しむ企業グループに成長いたします。それに伴い当社の企業理念を一部改定しました。

（新）企業理念

3つの『I』を実現し企業価値を創り上げて参ります。

Insight：洞察力 Integrity：誠実 Innovation：革新

(5) 主要な事業内容（2022年12月31日現在）

当社グループ（当社及び当社の子会社）は、当社（㈱トライアイズ）、子会社7社（TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、CLATHAS LLC、KIP LLC、拓莉司国際有限公司、㈱トライアイズビジネスサービス、濱野皮革工藝㈱、㈱クレアリア）で構成され、位置付けは次のとおりです。

① 建設コンサルタント事業

㈱クレアリアが本事業、ダムを中心とする河川の上流から河口までの水関連分野における事業者である国・地方公共団体等に対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等の事業執行支援を実施しています。

② ファッションブランド事業

濱野皮革工藝㈱が本事業、婦人服、ハンドバッグをはじめとする革製品等の企画・製造・卸売・インターネット販売を実施しています。またライセンス事業については、㈱トライアイズ、そして、海外拠点である拓莉司国際有限公司が実施しています。

③ 投資事業

2016年より米国内での不動産・証券投資を子会社のTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.が行っています。レント・インカムを中心とするインカムゲインを獲得し、長期的には外国為替利益を含むキャピタルゲインを目指し運用していましたが、資本コストを再認識し、それ以上の投資利回りが期待できる案件にシフトします。

また、経営の柱として社会課題を解決するビジネスを推進するコンセプトの下、不動産投資からサステナビリティ経営を意識したSDGsに取り組む企業との連携および企業投資を実行します。

私たちの投資は、短期的なものではなく、共に成長していく長期的な展望によるものです。ごく一部分の事業に興味を持つような浅はかな考えではなく、また敵対的に対抗し支配するのではなく、相手方に寄り添い、共に成長していくことを目指しています。相手方に寄り添うとは、一方的に指摘するのではなく、具体的な内容や事例によって、相手が理解を深め、双方が納得し、プラスを生み出していくことでサステナビリティな成長が期待できることと認識しています。こういった姿勢こそがイノベーションです。

私たちは、このような考えの基、ESG投資に目を向けて参ります。

④ シェアードサービス事業

当社グループの管理部門業務（総務・人事・経理・情報システム）を子会社である㈱トライアイズビジネスサービスが統括しています。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年12月31日現在）

㈱ ト ラ イ ア イ ズ	本 社：東京都千代田区
TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.	本 社：米国ハワイ州
拓 莉 司 国 際 有 限 公 司	本 社：台湾台北市
㈱ ト ラ イ ア イ ズ ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	本 社：東京都千代田区
濱 野 皮 革 工 藝 ㈱	本 社：東京都千代田区 工 場：長野県北佐久郡
㈱ フ レ ア リ ア	本 社：東京都千代田区

(7) 使用人の状況（2022年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
建 設 コ ン サ ル タ ン ト 事 業	3 (2) 名	△2 (－) 名
フ ァ ッ シ ョ ン ブ ラ ン ド 事 業	17 (1)	△1 (－)
投 資 事 業	1 (－)	－ (－)
全 社 (共 通)	4 (－)	－ (－)
合 計	25 (3)	△3 (－)

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
4 (－) 名	－ (－) 名	40.0歳	9.3年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数には、当社から社外への出向者1名を含みます。

(8) 主要な借入先の状況（2022年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
First Hawaiian Bank	3,649千米ドル (541,876千円)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 47,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,300,000株
- ③ 株主数 14,219名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
池 田 有 希 子	905,000株	11.61%
チ ャ レ ン ジ 2 号 投 資 事 業 組 合	330,000	4.23
サ ン シ ャ イ ン G 号 投 資 事 業 組 合	320,200	4.10
B N Y M A S A G T / C L T S N O N T R E A T Y J A S D E C	317,000	4.06
竹 林 義 則	249,800	3.20
サ ン シ ャ イ ン H 号 投 資 事 業 組 合	237,000	3.04
サ ン シ ャ イ ン F 号 投 資 事 業 組 合	233,400	2.99
BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SINGAPORE CLIENTS	213,860	2.74
清 水 豊 晴	111,000	1.42
小 出 美 紀	100,400	1.28

- (注) 1. 当社は、自己株式を506,128株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年12月31日現在）

発行決議の日	新株予約権 の数	新株予約権の目的と なる株式の種類と数	新株予約 権の払込 金額	新株予約権 の行使時の 払込金額(1 株 当 たり)	新株予約権 の行使期間	新株予約権 の行使の 条件	役員の保有状況	
							取締役 (監査等委 員を除く)	取締役 (監査等委員)
2011年 4 月15日 の取締役会 (第1回株式報酬型 新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2011 年 5月18日 至2041 年 5月17日	(注)1.	130個 (1名)	0個
2012年 4 月16日 の取締役会 (第2回株式報酬型 新株予約権)	330個	普通株式 33,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2012 年 5月21日 至2042 年 5月16日	(注)1.	330個 (1名)	0個
2013年 4 月15日 の取締役会 (第3回株式報酬型 新株予約権)	350個	普通株式 35,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2013 年 5月16日 至2043 年 5月15日	(注)1.	350個 (1名)	0個
2014年 4 月15日 の取締役会 (第4回株式報酬型 新株予約権)	290個	普通株式 29,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2014 年 5月17日 至2044 年 5月16日	(注)1.	270個 (1名)	20個 (1名) (注) 3.
2015年 4 月15日 の取締役会 (第5回株式報酬型 新株予約権)	310個	普通株式 31,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2015 年 5月18日 至2045 年 5月15日	(注)1.	300個 (1名)	10個 (1名) (注) 3.
2016年 4 月15日 の取締役会 (第6回株式報酬型 新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2016 年 5月17日 至2046 年 5月16日	(注)1.	100個 (1名)	30個 (2名) (注) 3.
2017年 4 月17日 の取締役会 (第7回株式報酬型 新株予約権)	160個	普通株式 16,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2017 年 5月16日 至2047 年 5月15日	(注)1.	150個 (1名)	10個 (1名)
2018年 4 月16日 の取締役会 (第8回株式報酬型 新株予約権)	460個	普通株式 46,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2018 年 5月17日 至2048 年 5月16日	(注)1.	450個 (1名)	10個 (1名)
2018年 4 月16日 の取締役会 (第16回新株予約 権)	30個	普通株式 3,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	354円	自2020 年 5月16日 至2028 年 5月15日	(注)2.	30個 (1名) (注) 4.	0個
2019年 4 月15日 の取締役会 (第9回株式報酬型 新株予約権)	130個	普通株式 13,000株 (新株予約権1個当たり 100株)	無償	1円	自2019 年 5月17日 至2049 年 5月16日	(注)1.	120個 (1名)	10個 (1名)

発行決議の日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額(1株当たり)	新株予約権の行使期間	新株予約権の行使の条件	役員の保有状況	
							取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員)
2019年4月15日の取締役会 (第10回株式報酬型新株予約権)	150個	普通株式 15,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2019年5月17日 至2049年5月16日	(注)1.	150個 (2名) (注)5.	0個
2020年4月15日の取締役会 (第11回株式報酬型新株予約権)	350個	普通株式 35,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2020年5月19日 至2050年5月18日	(注)1.	350個 (2名)	0個
2021年4月15日の取締役会 (第12回株式報酬型新株予約権)	250個	普通株式 25,000株 (新株予約権1個当たり100株)	無償	1円	自2021年5月19日 至2051年5月18日	(注)1.	250個 (2名)	0個

(注) 1. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部を一括して行使する。

(ii) 新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継し、新株予約権者が死亡した日から1年間に限り本新株予約権を行使できる。

(iii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から30日間以内に限り本新株予約権を行使できる。

2. (i) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。

(ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した時点以降、新株予約権者は未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、同時点において未行使の本新株予約権全部を放棄するものとし、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継しないものとする。

3. 取締役（監査等委員）保有分のうち、1名の者については新株予約権発行時に当社監査役の地位にあった時に付与されたものであります。

4. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

5. 取締役2名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2022年12月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	池 田 有 希 子	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓利司国際有限公司代表取締役社長 (株)トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝(株)代表取締役 (株)クリアリア取締役
取 締 役	小 出 美 紀	TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.監査役
取 締 役	上 嶋 悦 男	(株)トライアイズビジネスサービス取締役 濱野皮革工藝(株)監査役 (株)クリアリア監査役
取締役（監査等委員）	高 井 章 吾	藤林法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	西 村 利 行	
取締役（監査等委員）	櫻 井 康 史	一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構理事

（注）１．取締役（監査等委員）高井章吾氏、西村利行氏及び櫻井康史氏は社外取締役です。

- ２．当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、内部監査室を設置しており、同室が内部監査対応を担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定していません。
- ３．当社は、取締役（監査等委員）高井章吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等内容にかかわる決定方針を決議しております。

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会が決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与および非金銭報酬としての株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、総合的に勘案して決定するものとします。

3. 役員賞与ならびに非金銭報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益（連結）の予算に対する達成度合いに応じて算出して毎年12月に支給します。ただし、最終的に当期純損失となることが明らかな場合には役員賞与は支給しません。

非金銭報酬は、株主の皆様との価値共有、並びに中長期的な企業価値向上及び株価上昇に対するインセンティブの付与の観点から、ストックオプションを交付します。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ検討を行います。取締役会の委任を受けた代表取締役社長は、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、当期純利益（連結）を100%達成した場合、基本報酬：役員賞与：ストックオプションの比率はおおよそ70前後：15前後：15前後となります。

また、当期純利益（連結）が当初の予測を超えた場合、役員賞与を増額することになるため、役員賞与の比率が相対的に増加することとなります（凡そ40%）。役員報酬の相対的比率の増加を受け、基本報酬及びストックオプションの相対的比率は低下します。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長池田有希子氏にその具体的内容について委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とします。なお、ストックオプションは取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

③ 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	21	21	—	—	3
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	7	7	—	—	3
合 計	28	28	—	—	6

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額500百万円以内(ただし使用人分給与を含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)は3名です。
- さらに別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)は3名です。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は3名です。また別枠で、2018年3月23日開催の第23回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役は3名です。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式で、割当ての際の条件等は「② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」のとおりです。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く)は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、2百万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額としています。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
 イ. 取締役（監査等委員）高井章吾氏は、藤林法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と、藤林法律事務所との間には特別の関係はありません。
 ロ. 取締役（監査等委員）櫻井康史氏は、晴海パートナーズ法律事務所のパートナー及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構の理事を兼務しております。当社と、晴海パートナーズ法律事務所及び一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構との間には特別の関係はありません。
2. 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
 該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 高井章吾	当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査等委員会13回のうち11回に出席いたしました。取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 西村利行	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。取締役会において金融機関に長年携わった豊富な経験と幅広い知識から適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。
取締役（監査等委員） 櫻井康史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において適宜発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、弁護士としての専門的見地から適宜発言し、社外取締役としての期待される役割を適切に果たしております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 城南監査法人

(注)当社の会計監査人であった城南公認会計士共同事務所は2022年3月24日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。同株主総会で新たに城南監査法人が会計監査人に選任され、就任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人城南監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は21百万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としています。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システムに関する基本方針」）の内容は次のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び各社内規程に適合することを確保するため、各部門の担当取締役及び担当執行役員は当該担当部門におけるコンプライアンスを徹底する体制を構築する。管理部門は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握・改善に努める。

また、当社のコンプライアンスの強化・推進を図るためにコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、法令・諸規則の遵守状況の監視をする。また、管理部法務・コンプライアンスグループは関連規程の整備及び役職員に対しての研修等を実施する。コンプライアンス・リスク管理委員会は、社長直属の組織とし、法令・諸規則の遵守状況並びに関連規程の制定改廃の可否を社長に報告し、その内容を定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告するものとする。

取締役が、他の取締役の法令、定款又は関連規程の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会・取締役会に報告するなど、コンプライアンス体制を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る文書・記録等の保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当取締役及び担当執行役員は、各部門別に業績検討会議を開催し、プロジェクトの状況、業績見通し、クレーム情報、代金回収状況及びトラブル状況等の事業活動状況を報告させ、当該事業に内在するリスクを把握分析したうえで対策を検討し、リスク発生の未然防止及び発生した場合の的確な対応に努めるとともに、このうち重要な事項については、代表取締役、取締役及び執行役員で構成される経営会議に上程する。経営会議は、係る事項についての対策を審議・決定するとともに、全社横断的なリスク状況の監視及び対応を実施する。

管理部門は、各部門のリスク管理の状況を定期的に調査し、その結果を取締役会に報告する。

新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、必要に応じ、弁護士等の外部の専門家の助言を求め、当該リスクに対応する体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行については、職務権限規程に基づいて意思決定プロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的に運用状況を検証する体制をとる。

また、各部門の責任を明確化したうえで、経営監視機能の向上と権限委譲による業務執行機能のスピードアップを図る。

代表取締役、取締役及び執行役員で構成する経営会議のなかで、重要案件を審議し、業務執行のスピードアップを図る。

「取締役会規程」ほか各種規程を適宜見直し、検証を図り、業務執行の責任と権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するための体制

（イ）当社では、子会社の経営においては、各社の自主性を尊重しつつも、定期的な営業報告及び財務報告等を受け、経営会議にて検討のうえ、必要な指示指導を行う。また、必要に応じて子会社の代表者が経営会議に出席して状況説明を行うことにより、各社の経営状況を把握し、強固なグループ経営体制の維持を図る。

（ロ）グループ会社すべてに適用されるリスク管理に係る規程を整備し、子会社においても当社と同様の損失の危険の管理に関する体制を整える。

（ハ）子会社の取締役を当社の取締役又は重要な使用人が兼任することにより、当該子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。

（二）取締役は、グループ会社において、法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、その是正を図る。また、子会社の取締役の職務の執行は、監査等委員会の監査対象とし、法令及び定款に違反する行為その他コンプライアンス上問題がある行為を発見した場合は、監査等委員会は、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき組織として、管理部門または内部監査室がこれを担当する。監査等委員会がこれ以外に職務を補助すべき使用人を必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ、合理的な範囲で、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を置く。

なお、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動及び評価等については監査等委員会の同意を得たうえで決定することとし、取締役会からの独立性を確保する。また、当該使用人はその所属する取締役の指揮命令を受けることなく、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、重大な法令・定款違反又は当社の業務若しくは業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するとともに、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会へ報告を行ったグループ会社の取締役及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨のグループ会社共通の規程を設け、その旨をグループ会社の取締役及び使用人に徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、管理部門において審議のうえ、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、重要な意思決定過程及び業務の執行状況等を把握するため、取締役会及び重要な会議に参加するとともに、取締役及び使用人から説明を求め又は情報の交換を行うこととする。また、監査等委員会は、随時代表取締役社長及び会計監査人との意見交換会を開催する。

取締役会は、監査等委員会の求めがあった場合、監査等委員会がその職務遂行に関し、弁護士及び公認会計士等の外部専門家から、監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

- ⑪ 内部監査室による業務の適正を確保するための体制

当社は、内部管理体制全般を独立的な立場で監査するために社長直属の組織として、内部監査室を設置する。内部監査室は業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンス等の遵守状況について、定期的、または臨時で監査を行う。内部監査室の指摘に対して被監査部門は必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図るとともに内部監査室は最終結果を監査等委員会及び社長に報告する。また、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する。

- ⑫ 反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備体制

当社グループは、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則って対応する。社会的正義を実践するために社内ルールを定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断する。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努める。社内に向けて対応方法等の周知を図り、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記「業務の適正を確保するための体制」の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度において取締役会を13回開催し、月次決算、適時開示書類、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報（文書又は電磁的記録）及びその他の重要な情報は、「取締役会規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、適切な保存及び管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に即して、経営成績、財政状態等に影響を及ぼすリスクを識別、分析及び評価し、適切な対応を行っております。

④ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、経営企画部が各子会社を管理指導しております。年4回開催するグループ連絡会を通じてグループ会社の業務進捗状況や業務運営上の課題等を把握し、業務運営の効率性を確保しております。また、稟議申請書等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、適切な経営がなされていることを監督する体制を整備しております。

⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当事業年度において、監査等委員会を13回開催し、監査計画に基づいた監査を実施しております。また、代表取締役、会計監査人並びに内部監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,168,411	流 動 負 債	641,019
現 金 及 び 預 金	1,349,961	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,638
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	27,954	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	306,508
商 品 及 び 製 品	106,254	未 払 法 人 税 等	199,270
仕 掛 品	39,187	賞 与 引 当 金	5,751
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,927	役 員 賞 与 引 当 金	1,860
未 収 入 金	2,583,935	前 受 金	66,587
そ の 他	39,190	そ の 他	52,403
固 定 資 産	2,050,255	固 定 負 債	249,252
有 形 固 定 資 産	1,843,940	長 期 借 入 金	235,367
建 物 及 び 構 築 物	636,491	繰 延 税 金 負 債	344
土 地	1,203,032	資 産 除 去 債 務	13,540
そ の 他	4,416	負 債 合 計	890,271
無 形 固 定 資 産	10,742	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	5,030	株 主 資 本	4,370,258
そ の 他	5,712	資 本 金	5,000,000
投 資 そ の 他 の 資 産	195,572	資 本 剰 余 金	579,288
投 資 有 価 証 券	109,063	利 益 剰 余 金	△1,004,146
繰 延 税 金 資 産	10,553	自 己 株 式	△204,884
そ の 他	149,771	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	876,044
貸 倒 引 当 金	△73,815	為 替 換 算 調 整 勘 定	876,044
資 産 合 計	6,218,667	新 株 予 約 権	82,093
		純 資 産 合 計	5,328,396
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,218,667

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上 売上 販売費 営業 営業 受取 未払 補助 保険 その他 営業 支為 その他 経常 特別 固定 金利 新株 特別 固定 減損 税金 法人 法人 当期 親会社	上	上	原	高							721,890
	上	総	利	価							469,537
	費	び	一	益							252,353
	及	業	般	管	理	費					357,141
	業	業	損	失							104,787
	外	収	益								
	取	利	息								
	払	配	当	金	除	斥			4,736		
	助	金	収	入					3,037		
	險	解	約	返	戻	金			3,200		
営	業	外	費	用				3,847			
支	払		利	息				9,770		24,591	
為	替		差	損							
所		の		他							
経	常	損	失								
特	別	利	益								
固	定	資	産	売	却	益					
金	利	ス	ワ	ツ	プ	解	約	益			
新	株	予	約	権	戻	入	益				
特	別	損	失								
固	定	資	産	除	却	損					
減	損	損									
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	
法	人	税	等	調	整	額					
当	期	純	利	益							
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	5,000,000	589,751	△1,379,774	△225,178	3,984,798
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△92,928		△92,928
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			468,556		468,556
自 己 株 式 の 取 得				△385	△385
自 己 株 式 の 処 分		△10,462		20,679	10,216
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△10,462	375,628	20,293	385,459
当 期 末 残 高	5,000,000	579,288	△1,004,146	△204,884	4,370,258

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	74,357	74,357	94,102	4,153,258
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△92,928
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				468,556
自 己 株 式 の 取 得				△385
自 己 株 式 の 処 分				10,216
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	801,687	801,687	△12,009	789,678
当 期 変 動 額 合 計	801,687	801,687	△12,009	1,175,137
当 期 末 残 高	876,044	876,044	82,093	5,328,396

貸 借 対 照 表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	334,323	流 動 負 債	301,973
現 金 及 び 預 金	128,892	1 年 内 返 済 予 定 の 関 係 会 社 長 期 借 入 金	145,000
売 掛 金	139,147	未 払 金	12,897
前 払 費 用	2,326	未 払 費 用	90,478
そ の 他	63,956	未 払 法 人 税 等	26,347
固 定 資 産	5,573,654	預 り 金	5,595
有 形 固 定 資 産	865,473	そ の 他	21,655
建 物	251,359	固 定 負 債	1,388,884
工 具 器 具 及 び 備 品	1,398	関 係 会 社 長 期 借 入 金	1,375,000
土 地	612,715	繰 延 税 金 負 債	344
無 形 固 定 資 産	3,323	資 産 除 去 債 務	13,540
商 標 権	3,323	負 債 合 計	1,690,858
投 資 そ の 他 の 資 産	4,704,856	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	4,135,026
関 係 会 社 株 式	4,658,425	資 本 金	5,000,000
破 産 更 生 債 権 等	10,220	資 本 剰 余 金	579,288
そ の 他	46,431	資 本 準 備 金	12,002
貸 倒 引 当 金	△10,220	そ の 他 資 本 剰 余 金	567,286
資 産 合 計	5,907,978	利 益 剰 余 金	△1,239,377
		利 益 準 備 金	108,493
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,347,871
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,347,871
		自 己 株 式	△204,884
		新 株 予 約 権	82,093
		純 資 産 合 計	4,217,119
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,907,978

損 益 計 算 書

(2022年 1 月 1 日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目							金 額
営業 一 般 営 業	業 上 収 益						134,987
	売 上 原 価						11,040
	売 上 総 利 益						123,947
	一 般 管 理 費						142,618
	営 業 損 失						18,671
	営 業 外 収 益						
	受 取 利 息		311				
	保 険 解 約 返 戻 金		3,847				
	為 替 差 益		2,249				
	未 払 配 当 金 除 斥 益		3,046				
営業 外 費 用	不 動 産 賃 貸 料		6,420				
	そ の 他		2,084				17,960
	営 業 外 費 用						
	支 払 利 息		26,459				
	不 動 産 賃 貸 原 価		2,780				29,240
	経 常 損 失						29,950
	特 別 利 益						
	新 株 予 約 権 戻 入 益		1,860				1,860
	特 別 損 失						
	関 係 会 社 株 式 評 価 損		2,186,733				2,186,733
税 法 法 当	引 前 当 期 純 損 失						2,214,823
	法 人 税 等		34,842				
	法 人 税 等 調 整 額		1,349				36,191
	当 期 純 損 失						2,251,015

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	5,000,000	12,002	577,748	589,751	99,200	1,005,365	1,104,566
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△92,928	△92,928
利益準備金の積立					9,292	△9,292	－
当 期 純 損 失						△2,251,015	△2,251,015
自己株式の取得							
自己株式の処分			△10,462	△10,462			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△10,462	△10,462	9,292	△2,353,236	△2,343,943
当 期 末 残 高	5,000,000	12,002	567,286	579,288	108,493	△1,347,871	△1,239,377

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△225,178	6,469,138	94,102	6,563,241
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△92,928		△92,928
利益準備金の積立		－		－
当 期 純 損 失		△2,251,015		△2,251,015
自己株式の取得	△385	△385		△385
自己株式の処分	20,679	10,216		10,216
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△12,009	△12,009
当 期 変 動 額 合 計	20,293	△2,334,112	△12,009	△2,346,121
当 期 末 残 高	△204,884	4,135,026	82,093	4,217,119

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアイズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月14日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアイズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

株式会社トライアイズ監査等委員会

監査等委員 高井章吾 ㊞

監査等委員 西村利行 ㊞

監査等委員 櫻井康史 ㊞

(注) 監査等委員高井章吾、西村利行並びに櫻井康史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

(議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類)

議決権の代理行使の勧誘者 株式会社トライアイズ
代表取締役社長 池田 有希子

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（３名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会からは、特段の指摘事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	池田 有希子 (1973年5月8日生)	2004年5月 当社入社 2006年12月 当社総務部長 2007年12月 当社執行役員 2009年3月 当社取締役 2013年1月 当社取締役副社長 2013年12月 当社代表取締役副社長 2021年10月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.代表取締役社長 拓莉司国際有限公司取締役代表取締役社長 ㈱トライアイズビジネスサービス代表取締役社長 濱野皮革工藝㈱代表取締役 ㈱クレアリア取締役	905,000株
	(選任理由) 同氏は、代表役取締役社長及びグループ会社の代表取締役としての担当職務を通じて、トライアイズグループの事業活動に関して豊富な経験を有しています。当社の経営に女性視点が加わることでいわゆる多様性が創出され、社会課題の解決に向けたビジネスモデルの変革と革新に取り組んでおり、当社取締役として適任であると判断し選任しております。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
2	とうごうかおる 東郷薫 (1958年5月18日生)	1983年4月 山一証券株式会社入社 1991年11月 山一スイス銀行株式会社へ出向 1996年8月 山一証券株式会社人事部 1998年4月 アメリカンファミリー生命保険会社（アフラック）入社 2000年4月 内部監査部 【公認内部監査人（CIA）、1級ファイナンシャル・プランニング技能士（CFP）、公認不正検査士（CFE）試験合格】 2006年4月 アフラック保険サービス株式会社経営企画部長 2009年4月 アフラック総務部 2014年1月 アフラック営業検査部主任検査役（現任） 2022年11月 株式会社トライアイズ入社当社顧問(現任) (重要な兼職の状況) アフラック営業検査部主任検査役（2023年3月31日付退任予定）	6,010株
	(選任理由) 同氏は、公認内部監査人(CIA)資格保有者であり、また公認不正検査士(CFE)の試験合格者であり、前職では長年にわたって内部監査部門や経営企画部門の管理職に従事してきた人物であって内部統制（コーポレートガバナンス）のスペシャリストです。昨年11月より顧問として当社においてコーポレートガバナンス改革を推し進めており、当社取締役として適任であると判断し選任しております。		
3	まつもとこうじ 松本浩司 (1960年9月19日生)	1985年4月 株式会社アイ・エヌ・エー（クレアリア）入社 2008年9月 執行役員管理本部長 2009年3月 取締役兼経理部長兼情報管理室長 2010年8月 株式会社トライアイズビジネスサービス代表取締役 2010年8月 株式会社クレアリア取締役兼営業部長 2014年1月 当社執行役員 2015年4月 株式会社クレアリア営業部長兼技術担当部長 2018年2月 株式会社クレアリア取締役（現任） 2022年2月 株式会社トライアイズビジネスサービス監査役（現任） (重要な兼職の状況) (株)トライアイズビジネスサービス監査役 (株)クレアリア取締役	16,600株
	(選任理由) 同氏は、トライアイズグループの主要事業である株式会社クレアリアの取締役としての任務を通じて事業活動に高度な知識を有しており、技術士（建設部門）資格保有者としての専門知識と実務経験をもとに職務を適切に遂行しています。また既存概念に捉われず、当グループの事業拡大と企業体質改善に向けた当社取締役会の機能強化が期待できる人材であると判断し選任しております。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	上嶋悦男 (1975年7月4日生)	2017年7月 当社入社 2018年5月 当社経理部長 2020年8月 当社執行役員 2022年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱トライアイズビジネスサービス取締役 濱野皮革工藝㈱監査役 ㈱クレアリア監査役	88,800株
	(選任理由) 同氏は、公認会計士の資格保有者であり、現在も経理部門の取締役として当社の事業活動に関して高度な知識を有しています。任務を通じて職務を適切に遂行していることから当社取締役として適任であると判断し選任しております。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 資本金の額の減少の件

欠損填補および今後の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

なお、本議案は、払い戻しを行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数に影響を与えるものではありません。また、今回の資本金の額の減少によって当社の純資産額及び発行済株式総数に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではありません。

(1)減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額5,000,000,000円を4,900,000,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)資本金の額の減少の効力発生日

2023年5月20日を予定しております。

第3号議案 利益準備金の額の減少の件

欠損填補を目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1)減少する準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2023年2月3日現在の利益準備金の全額108,493,597円を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

(2)準備金の額の減少の効力発生日

2023年5月20日を予定しております。

第4号議案 剰余金の処分の件

会社法第452条の規定に基づき、第2号議案の資本金の額の減少の効力発生を条件に、資本金の額の減少により生じるその他資本剰余金のうち1,239,377,947円を繰越利益剰余金に振替、欠損填補に充当したいと存じます。これによって、当社の繰越利益剰余金の欠損が解消されることとなります。

(1)減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 1,239,377,947円

(2)増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,239,377,947円

＜株主提案（第5号議案から第6号議案まで）＞

第5号議案から第6号議案までは、株主であるサンシャインH号投資事業組合業務執行組合員UGSアセットマネジメント株式会社様からのご提案によるものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案(第5号議案)に反対いたします。

本株主提案に対する反対の理由

提案理由によれば、提案株主は、当社取締役の報酬額が業績に比して高額であり、これらを減額するため、報酬の限度額を年額5,000万円以内とすることを求めています。が、限度額を5,000万円以内とすることは、報酬決定の柔軟性やインセンティブとしての機能を喪失してしまい、著しく妥当性を欠くものであるため、当社取締役会は本議案に反対します。

当社取締役の報酬枠は、2018年3月23日開催の当社株主総会において年額5億円以内と決議されていますが、近時における報酬額は以下のとおりであり、当然ながら、かかる報酬枠の全額を使用しているわけではありません。

	基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
2020年12月期	75,570(千円)	12,420(千円)	0円
2021年12月期	69,765(千円)	9,330(千円)	0円
2022年12月期	21,750(千円)	0円	0円

当社取締役に対する報酬は、2021年2月15日開催の取締役会において決議した決定方針のとおり、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての役員賞与及び非金銭報酬としての株式報酬により構成しております。

月例の固定報酬については、役位、職責、在任年数に応じて、かつ、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮したうえで総合的に勘案して決定しており、また、業績連動報酬については、各事業年度の当期純利益（連結）の予算に対する達成度合いに応じて算出しますが、最終的に損失となる場合には支給しません。

上記のとおり、当社は、明確な決定方針に従い適切に取締役報酬を決定・支給しており、いわゆるお手盛りとして不合理に高額な報酬を支給しているものではありません。昨今の業績が低迷していること、また、直前期において大幅な損失を計上したことについては弁解の余地がありませんが、報酬限度額は、業績連動報酬や非金銭報酬を含めた報酬制度全体を対象とすることから、実際の報酬額よりも高額に設定させていただいており、一時的な業績の内容に応じて頻繁に変更することは意図しておりません。

かかる報酬限度額は、決議当時の役員構成、業績、事業計画等を総合的に考慮のうえ決定されており、現時点において必ずしも最適な水準とはいえない部分があることから、当社取締役会としては、今回の提案内容を真摯に受け止め、今後の課題として、より好ましい制度を構築できるよう努めたいと考えております。

しかしながら、繰り返しになりますが、現時点における報酬額が5,000万円を下回っていることを理由に、その限度額を5,000万円以内とすることは、報酬額の決定に対する柔軟性を喪失することに留まらず、報酬制度が有するインセンティブとしての機能まで消滅させてしまい、限度額としての妥当性を著しく欠いていることから、当社取締役会は本議案に反対します。

なお、提案を受けた議案の要領及び提案の理由は、原文のまま記載しております。

議案の要領及び提案の理由

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の減額の件

ア 議案の要領

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額を、年額5000万円以内とする。

イ 提案の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額については、2018年3月23日開催の当社株主総会において、年額5億円以内と決議されていますが、当社の経営実績に鑑みると、この限度額は過大であり、年額5000万円以内に減額するべきです。以下、理由を述べます。

当社の前代表取締役社長である故池田均氏が2005年11月に当社の代表取締役社長に就任して以降、当社の株主資本は減少し続けています。具体的には、2007年12月期には108億3800万円の株主資本があったものが、2021年12月期には39億8400万円にまで減少しており、実に2007年12月期の株主資本の60%以上が毀損されたことになります。

そして、現代表取締役社長である池田有希子氏は、2004年5月に当社入社後、2007年12月に執行役員に、2009年3月には取締役に就任し、2013年12月期以降は代表取締役副社長として、故池田均氏と共に、当社の経営を代表してきており、上記の株主資本の毀損や業績の低迷について、故池田均氏とともに、大きな責任を有していると考えられます。

本来、株式会社を経営する者は、株式会社の業績にコミットし、その成果に応じて報酬を受け取るものですが、当社の経営陣は、売上高、利益、純資産、その他どの要素を見ても、当社を成長させてきたとは言い難く、上記のとおり、大幅に株主資本を減少させてきています。それにもかかわらず、当社の取締役の報酬は、高水準を維持してきました。特に、池田有希子氏が代表取締役副社長に就任した2013年12月期以降の報酬が際立って

高く、2013年12月期は取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の総額（使用人兼務役員分含む）は1億6396万円でした。この時点の対象となる取締役は4名であるため、一人当たりの報酬は4000万円を超えていることになります。さらには、2017年12月期の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は総額で1億7296万円（使用人兼務役員分含む）であり、当該期の対象となる取締役の数は期首には5名であるものの期末には3名であるため、3名で平均すると一人当たりの報酬は5000万円を超えることになります。他方、2017年12期の当社の営業利益は、1億900万円の赤字でした。これら以外の期においても、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）には、とても経営状況が不安定な企業の実取締役の報酬額とは思えない高額な報酬が支払われ続けています。

当社の経営の状態が改善し、売上高、利益が安定的に上昇基調になり、純資産も増加傾向になるまでは、このような高額の実取締役報酬を認めるべきではありません。本来、このようなことは、経営陣が自らの良心に従い改善すべき事項であると考えられますが、池田有希子氏をはじめとする現経営陣にそのような期待をかけることは難しく、これまでの17年間でそうであったように、この習慣に固執して改めようとはしないと思われます。

請求人は、このような当社の現状を改善するため、そして現経営陣が会社の売上利益と自らの報酬について見つめ直すことを期待し、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額が年額5億円と定められているものを、年額5000万円に減額することを提案します。

第6号議案 監査等委員でない取締役1名選任の件

本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、株主提案(第6号議案)に反対いたします。

本株主提案に対する反対の理由

当社は、株主提案からの要請を受け、2022年2月以降、取締役候補者である植頭隆道氏と複数回に亘り面談を行い、株主平等の原則の観点からインサイダー情報その他の重要情報の扱いについて留意しつつも、提案株主からの意見に耳を傾けてきました。

2022年8月には、同氏から取締役に就任したいとの意向表明がありましたが、当社として、大株主であるからという理由のみでは取締役に迎えることはできないことから、当社の取締役に就任したい理由、提案株主との提携などを含め、同氏が就任した場合に当社が享受できるメリットなど、当社経営陣が是非を判断するための情報提供を依頼しておりました。

しかしながら、同氏から具体的な説明は得られず、かえって、取締役就任によるメリットは就任したら説明すると述べるなど、当社として是非を判断するための重要な前提を欠いておりました。

当社として、具体的な提案があれば引き続き真摯に検討を行い、株主からの提案、株主との対話を閉ざすつもりはない旨を伝えていましたが、現在に至るまで、具体性のある提案・説明は得られておらず、逆に、賛同が得られないのであれば株主としての権利を行使することになると警告ともとれる連絡を受けておりました。

今回の株主提案において、植頭隆道氏を候補者とする提案理由は、主としてガバナンス又はコンプライアンスという観点にあるとのことですが、開示された経歴等から、これらの観点を充実させるために適切な人材とは判断できません。また、従前における同氏からの説明においても、興味を有するのは投資事業であって、他の建設コンサルタント事業、ファッションブランド事業は専門外であるとの発言もあり、これらの点を加味しても、当社が求める人材とは合致せず、取締役候補者として適切ではないと判断していることから、当社取締役会は本議案に反対します。

他方、当社が提案する取締役候補者4名（監査等委員である取締役を除きます。）は、現経営陣が株主の皆様にとって望ましいと考える適性及び資質を有する者をバランス良く配置しており、また、これらの実行性と透明性に優れていると考えております。

今後、企業が中長期的に安定成長し自社の価値を上げていく上で、ESGは非常に重要な概念となってきますが、これらのうち、特にコーポレートガバナンスの観点において、外部から招聘した新任取締役候補の東郷薫氏は、公認内部監査人(CIA)及び公認不正検査士(CFE)の資格を取得しており、また、前職では長年にわたって内部監査部門や経営企業部門の管理職に従事してきた人物であって、まさに株主提案が強調する内部統制

(コーポレートガバナンス) のスペシャリストといえます。

今回、かかる人物が経営陣に加わることにより、従来以上に全てのステークホルダーに対して透明性のある強固な体制を築いてまいります。

ア 議案の要領

当社におけるコーポレートガバナンス体制を正常化させることを目的とし、取締役1名（候補者：植頭隆道）を選任する。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴の状況	所有する 当社の株式数
うえ ず たか みち 植 頭 隆 道 (1979年6月23日生)	2002年4月 K O B E 証券株式会社（現インヴァスト証券株式会社） 2009年8月 リードオフマネジメント株式会社 代表取締役 2010年3月 U G S アセットマネジメント株式会社 代表取締役（現任） 2011年3月 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役（現任） (重要な兼職の状況) U G S アセットマネジメント株式会社 代表取締役 ヘッジファンド証券株式会社 代表取締役	0株

イ 提案の理由

当社の前代表取締役の故池田均氏は、2021年9月27日に逝去し、それに伴い2021年10月1日付けで池田有希子氏が当社の代表取締役に就任しましたが、この時点での公開情報においては、代表取締役の氏名は「池田有希子」ではなく「佐藤有希子」となっていました。そして、2021年12月15日付け当社リリース「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」において、代表取締役の氏名は「池田有希子」に変更になり、同月27日付け当社リリース「主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」では、池田有希子氏が故池田均氏より当社株式及び当社新株予約権を相続し、当該新株予約権を行使したことが開示されました。なお、当社の履歴事項全部証明書によれば、故池田均氏の逝去の約3カ月前である2021年6月23日に取締役の氏名が「佐藤有希子」から「池田有希子」へ変更されたこと、及びこれが登記されたのは2021年10月27日であることが確認できます。

この点、請求者は、当社の経営陣との面談において、池田有希子氏は故池田均氏の配偶者であるとの事実の開示を受けましたが、当社は、この事実について一切開示を行っていません。2021年6月23日の時点で当社の代表取締役社長（故池田均氏）と代表取締役副社長（池田有希子氏）が婚姻関係にあったとすれば、そのことは投資家にとって重要な事実であると考えられますが、当社は、この事実について開示を行わないまま、前代表取締役の配偶者を新しい代表取締役に選任したことになります。これは、当社のガバナンス上、重要な問題であると

考えられます。提案者は、当社の監査等委員である取締役に対して上記の情報が非開示である理由を質問しましたが、「プライベートなこと」という回答しか得られませんでした。しかし、金融商品取引法が定める大量保有報告制度においても、夫婦の関係がある場合にはみなし共同保有者とされていることを踏まえれば、上場会社の代表取締役であり、かつ株主でもある者が夫婦の関係にあることが、単なるプライベートな事柄ではなく、投資家の投資判断に著しい影響を及ぼす事項であることは明かです。

また、池田有希子氏（相続前の推定される株券等保有割合5.53％）と故池田均氏（逝去時の推定される株券等保有割合7.78％）は、それぞれ単独での株券等保有割合が5％を超えた時点でも大量保有報告書を提出していないと思われませんが、その後、夫婦の関係に至り、みなし共同保有者となった後にもなお、大量保有報告書を提出しませんでした。池田有希子氏が大量保有報告書を提出したのは、故池田均氏が逝去した後の2021年12月28日です。故池田均氏と夫婦の関係になった日から5営業日以内に大量保有報告書を提出しなかった池田有希子氏の行為は、明らかな法令違反であり、そのような者を代表取締役に選任した取締役会の認識には大きな問題があると考えられます。

更に言えば、池田有希子氏は当社株式の取得資金の一部（1000万円）を当社からの借入金でまかなっているとのことであり、上記の情報開示の不備及び法令違反行為をも総合考慮すれば、当社をまるでプライベートカンパニーのように扱っていると疑わざるを得ません。

以上のとおり、現経営陣には、投資家にとっての重要事実を忠実に開示する姿勢は全く見られず、監査等委員会が正常にチェック機能を発揮しているとも言えません。またそのような姿勢で経営に望んでいるため、「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の限度額の減額の件」の提案理由で指摘するような、株主資本の毀損、業績の低迷、高額な役員報酬が、もはや当社経営陣の常識となっています。

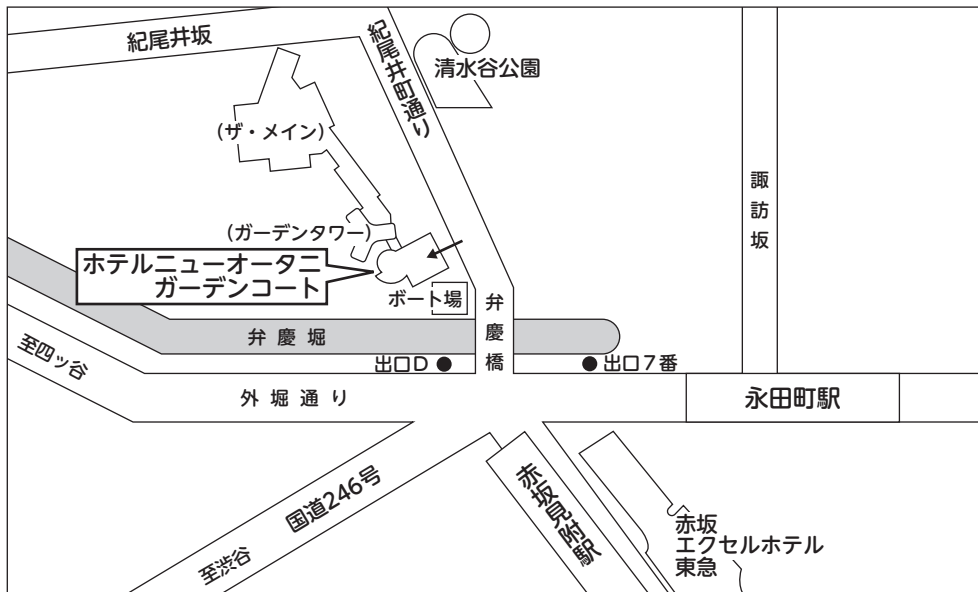
請求人は、そのような当社のコーポレートガバナンス体制を正常化させ、当社を価値ある企業と再生させるために、取締役1名の選任を提案する次第です。

今回、取締役として選任をお願いする植頭隆道氏は、UGSアセットマネジメント株式会社の代表取締役として、2009年から投資事業組合の運営管理を行っており、同社では現在合計11のファンドの資産運用を行っています。また、植頭隆道氏は、2013年にヘッジファンド証券株式会社の代表取締役に就任し、前年まで赤字であった同社を黒字の経営へ立て直した実績もあります。よって、その運用実績及び経験は、当社の投資事業の再構築と業績回復に寄与することが期待でき、また、株主からの視点で当社のコーポレートガバナンスの正常化を図ることが期待できます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号
ホテルニューオータニ
ガーデンコート 5 階 『アリエス』



- (交 通) ①東京メトロ半蔵門線・南北線 永田町駅（出口7番）から徒歩3分
②東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅（赤坂地下道出口D 紀尾井町方面）から徒歩3分

弁慶橋を渡し、ガーデンコート1階エレベーターホールまでお進みいただき、5階宴会会場階までお上がりください。

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。
右図を読み取りください。



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。